

京都市消防局告示第3号

京都市火災予防条例第30条の2第2項第1号の規定に基づき、閉鎖型スプリンクラーヘッドに関する基準を平成18年6月1日から次のとおり定めます。

平成17年10月31日

京都市消防局長 森澤 正一

標示温度（閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令第2条第5号に規定する標示温度をいう。）が75度以下で作動時間が60秒以内のもの

（京都市消防局予防部指導課）